

# 鳥取県公民連携推進事業補助金成果検証要領

## 1 目的

この要領は、鳥取県公民連携推進事業補助金成果検証の手続きを定めることを目的とする。

## 2 成果検証方法

事業実施補助の採択団体を対象とし、事業毎に公開プレゼンテーションを行い、成果検証を行う。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに代えて書面による成果検証を行うことができるものとする。

## 3 検証する上での着眼点

別紙評価表のとおりとする。

## 4 評価基準及び方法

### ① 評価項目及び評価基準

別紙評価表に基づき、次の基準により評価。

- 「5点:よくできている」・・・ 評価表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨が十分に実現できた。
- 「4点:まあまあできている」・・・ 評価表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨がある程度実現できた。
- 「3点:普通」・・・ 評価表の視点欄に示されていることがある程度実現できたが、課題も見受けられる。
- 「2点:あまりできていない」・・・ 評価表の視点欄に示されていることが認識できない部分や課題が多く、当事業の趣旨の実現があまりできなかった。
- 「1点:できていない」・・・ 評価表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨が概ね実現できていない。

### ②加重評価

以下の項目については加重評価を行う（カッコ内は加重割合）。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 事業成果（2倍）

## 5 評価に関する公正の確保等

審査・検証委員会の委員は、応募者・団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、審査・検証委員会において自らその関係について申し出るものとし、評価に参加することができない。